

⑤ 給与支払報告書(総括表)

指定番号	
※	※

吉野川市長 殿 年 月 日提出


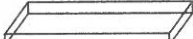

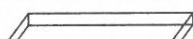
給与支払報告書は1月31日までに提出してください。

給与支払者の個人番号又は法人番号		提出区分	年間退職者	分
フリガナ		事業種目		
給与支払者の名称又は氏名		受給者総人員		人
提出市区町村		提出市区町村数		
所得税の源泉徴収をしている事務所又は事業所の名称		報告人員	①特別徴収	人
同上の所在地			②普通徴収	人
			計(①+②)	人
給与支払者が法人である代表者名		所轄税務署	税務署	
連絡者の氏名及び所属課名	氏名	他社(前職分)給与を含んでいますか	はい・いいえ	
		「はい」の場合、その旨を摘要欄に記載していますか	はい・いいえ	

給与支払報告書の作成にあたり、特に次の項目に注意していただきますようお願い致します。

- 住所欄には番地まではっきり記入してください。
- 氏名には、必ずフリガナを付けてください。
- 控除対象配偶者の有・無の欄他、該当項目に必ず○印を付けてください。
- 年の途中で就職、または退職された人については右下の中途就・退職該当欄に○印を付けるとともに、その年月日を記入してください。
- 給与支払者が個人の場合は個人番号を、法人の場合は法人番号を記入してください。

・給与支払報告書は、下記の順に綴ってください。

-  → 給与支払報告書(総括表)
-  → 特別徴収者の給与支払報告書(個人別明細書)
-  → 普通徴収該当理由書兼仕切紙
※普通徴収分の提出がある場合
-  → 普通徴収者の給与支払報告書(個人別明細書)

給与支払報告書は、市・県民税の徴収方法が特別徴収・普通徴収と分かるように仕分けをして、その上に必要事項を記入した総括表を必ず添付して提出してください。

1月1日から4月30日までに退職する人の未徴収税額については、一括徴収をよろしく
お願い致します。

⑤ 普通徴収該当理由書 兼 仕切紙

市町村名		指定番号	
事業所名			
所在地			

理由区分	普通徴収該当理由(徳島県統一基準)	人数
普A	受給者総人員数が2人以下(他市町村分も含め、次の普Bから普Eに該当する者を除いた全受給者数が2人以下)	人
普B	他の事業所で特別徴収されている方(例：乙欄該当者)	人
普C	給与が少額で、特別徴収の引き去りができない方(前年の年間給与支払額が93万円以下)	人
普D	給与の支払が不定期な方(例：給与の支払が毎月でない)	人
普E	退職又は退職予定(5月末日まで)の方	人
合計		人

※徳島県統一基準に該当し、かつ、普通徴収を希望する従業員がいる場合は、普通徴収該当理由書の人数欄に、提出先市町村に居住する対象となる従業員の人数を記入し、毎年、給与支払報告書とあわせて提出してください。

※普通徴収を希望する従業員がいる場合は、個人別明細書の摘要欄に該当する普通徴収該当理由の略号(普Aから普E)を必ず記入してください。

・普Bから普Eの複数の該当理由がある従業員については、該当理由のいずれか一つに人数を記入してください。

・eLTAX等の電子媒体をご利用の場合は、該当する方の「普通徴収」欄に必ずチェックをするとともに、摘要欄に普通徴収該当理由の略号を記入してください。

※普Eの退職予定者は、「〇〇年〇〇月〇〇日退職予定」と個人別明細書の摘要欄に退職予定年月日を記載してください。

※合計欄の人数が給与支払報告書(総括表)に記載した普通徴収の報告人員数と一致するように人数を記入してください。

記入例(個人別明細書 抜粋)

社会保険料の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額
内 千 円	千 円	千 円
(摘要)		
<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px; margin-right: 10px;">普C</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">該当する略号を必ず記入してください。</div> </div>		

※普通徴収該当理由のいずれにも該当しない場合、普通徴収該当理由に該当しても理由書の提出がない場合や記入に不備がある場合は、退職者等の事実上、特別徴収ができない場合を除き、原則、特別徴収対象者として取り扱われます。

※徳島県統一基準は、特別徴収が未実施の事業主に対して段階的に特別徴収への完全移行をお願いするために設けた基準であり、従来から特別徴収を完全実施している事業主には適用されません。